

## 個人情報保護対策等に関する決議

真鶴町議会は、令和4年2月10日に地方自治法第98条第2項に基づく監査及び結果報告の請求を真鶴町監査委員に行い、本年5月12日に町監査委員から結果報告書の提出を受けた。

なお、監査の対象項目は次の6項目である。

- 1 選挙管理委員会所管事務等に関する事項
- 2 住民基本台帳事務等に関する事項
- 3 庁舎管理等に関する事項
- 4 文書管理等に関する事項
- 5 電子機器の管理等に関する事項
- 6 個人情報保護及び流出対策等に関する事項

本議会において、その結果報告書を精査したところ、監査の実施範囲は、今現在考える全てを網羅しており、その報告内容は、真鶴町の事務の不備・改善点の把握を、文中に散見される「思慮する」といった表現を用いて示していただけのものと理解するところであり、想像を上回る監査報告であると評価するものである。

よって、本議会はこの結果報告書に「思慮する」と記載があるものを別紙のとおり取りまとめたので、これらの個人情報保護対策等について、町に対して、直ちに対応されるよう強く要望する。

また、その対応の進捗状況を逐次、議会に報告することを併せて要望する。

以上、決議する。

令和4年6月3日

真鶴町議会